



山形県公報

平成15年7月29日(火)
第1461号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する  
規程..... (農政企画課) ...939  
土地改良事業の工事の完了に係る届出..... (庄内総合支庁農村計画課) ...940  
農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知..... (森 林 課) ... 同  
公共測量の実施の通知..... (管 理 課) ... 同  
道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ...941  
県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同  
道路の区域の変更..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... 同  
県道の供用の開始..... ( 同 ) ...942

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同  
県営住宅入居者の一般公募..... (村山総合支庁西村山総務建築課) ...943  
同..... (村山総合支庁北村山総務建築課) ...945

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第759号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

|     |            |            |   |
|-----|------------|------------|---|
| 別表中 | 年1.20パーセント | 年0.90パーセント | を |
|     | 年1.05パーセント | 年0.75パーセント |   |
|     | 年0.90パーセント | 年0.60パーセント |   |

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.15パーセント | 年0.85パーセント |
| 年0.90パーセント | 年0.60パーセント |

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.10パーセント | 年0.80パーセント |
| 年0.95パーセント | 年0.65パーセント |
| 年0.80パーセント | 年0.50パーセント |
| 年1.05パーセント | 年0.75パーセント |
| 年0.80パーセント | 年0.50パーセント |

に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、平成15年2月3日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

山形県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届出者の名称         | 地区名 | 事業の名称        | 工事完了年月日   |
|----------------|-----|--------------|-----------|
| 西沼地区土地改良事業共同施行 | 西 沼 | 高速道路関連土地改良事業 | 平成15年7月3日 |

山形県告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 解除予定保安林の所在場所  
天童市大字山口字薪山4250 - 4・4250 - 7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 保安林解除の理由  
ダム用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を農林水産部森林課及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第762号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 公共測量を実施する地域

- 上山市北西部
- 2 公共測量を実施する期間  
平成15年7月22日から同年8月29日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|----------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 米沢市大字川井字元立971番11から<br>同 大字梓川字道上891番1まで | 旧    | 90.0メートル<br>と<br>15.0 | メートル<br>2,119 |
| 同 上                                    | 新    | 90.0メートル<br>と<br>20.0 | 同 上           |

山形県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字川井字元立971番10から  
同 大字梓川字道上891番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年7月31日

山形県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字市野々字大平651番56から<br>同 字壺枚田36番1まで | 旧    | 12.0メートル<br>と<br>5.6 | メートル<br>130 |
| 同 上                                     |      | 11.0メートル<br>と<br>5.5 | メートル<br>105 |

|   |   |   |                      |             |
|---|---|---|----------------------|-------------|
| 同 | 上 | 新 | 12.0メートル<br>と<br>5.6 | メートル<br>130 |
| 同 | 上 |   | 12.2メートル<br>と<br>5.9 | メートル<br>114 |

## 山形県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年7月29日から同年8月11日まで縦覧に供する。

平成15年 7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字市野々字大平651番56から  
同 字壺枚田36番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 7月29日

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第26号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 7月29日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表非紹介患者初診加算料の項中

|                                         |              |       |
|-----------------------------------------|--------------|-------|
| 山形県立中央病院、山形県立日本海病院及び山形県立河北病院における初診に係るもの | 1回につき 790円   | を     |
| 山形県立新庄病院における初診に係るもの                     | 1回につき 420円   |       |
| 山形県立中央病院における初診に係るもの                     | 1回につき 1,580円 | に改める。 |
| 山形県立日本海病院、山形県立新庄病院及び山形県立河北病院における初診に係るもの | 1回につき 790円   |       |

## 附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年 7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年 7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 21世紀国際交流教育福祉環境研究会

(2) 代表者の氏名

安達 忠一

(3) 主たる事務所の所在地

山形市香澄町二丁目9番40号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員の自主性と創造性を尊重し、国際交流・教育・福祉・環境について、現状の分析と研究、提言と実践を行い、未来への夢と希望のもてる社会づくりに寄与することを事業目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年7月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                            | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要 |
|--------------|--------------------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|
|              |                                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |    |
| 県営左沢アパー<br>ト | 西村山郡大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264 - 3 | 3DK  | 平方メートル<br>59.3      | 1    | 一般用 | 円<br>13,500             | 円<br>16,400                        | 円<br>19,400                        | 円<br>22,400                        | 円<br>25,900                        | 円<br>29,800 |    |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年8月5日から8月12日まで(8月11日(月)は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成15年8月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成15年10月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年7月29日

山形県知事 高橋和雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地                           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|-------------------|-------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                   |                               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営楯岡アパー<br>ト      | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 3DK  | 54.6                          | 1    | 一般用 | 13,000<br>円             | 15,800<br>円                        | 18,600<br>円                        | 21,500<br>円                        | 24,900<br>円                        | 28,600<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 大石田アパ<br>ー<br>ト | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,500<br>円             | 17,600<br>円                        | 20,800<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,700<br>円                        | 31,800<br>円 |                          |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に高齢者がある場合には、その高齢者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年8月5日から8月12日まで（8月11日（月）は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM4:30）（ただし、郵送の場合は、平成15年8月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成15年10月1日

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                       | 正                       |
|------------|--------------|-----|----|-------------------------|-------------------------|
| 平成15. 7. 4 | 第1454号       | 865 | 19 | 飽海郡遊佐町大字北仁<br>田字川除37番から | 飽海郡八幡町大字北仁<br>田字川除37番から |